

---

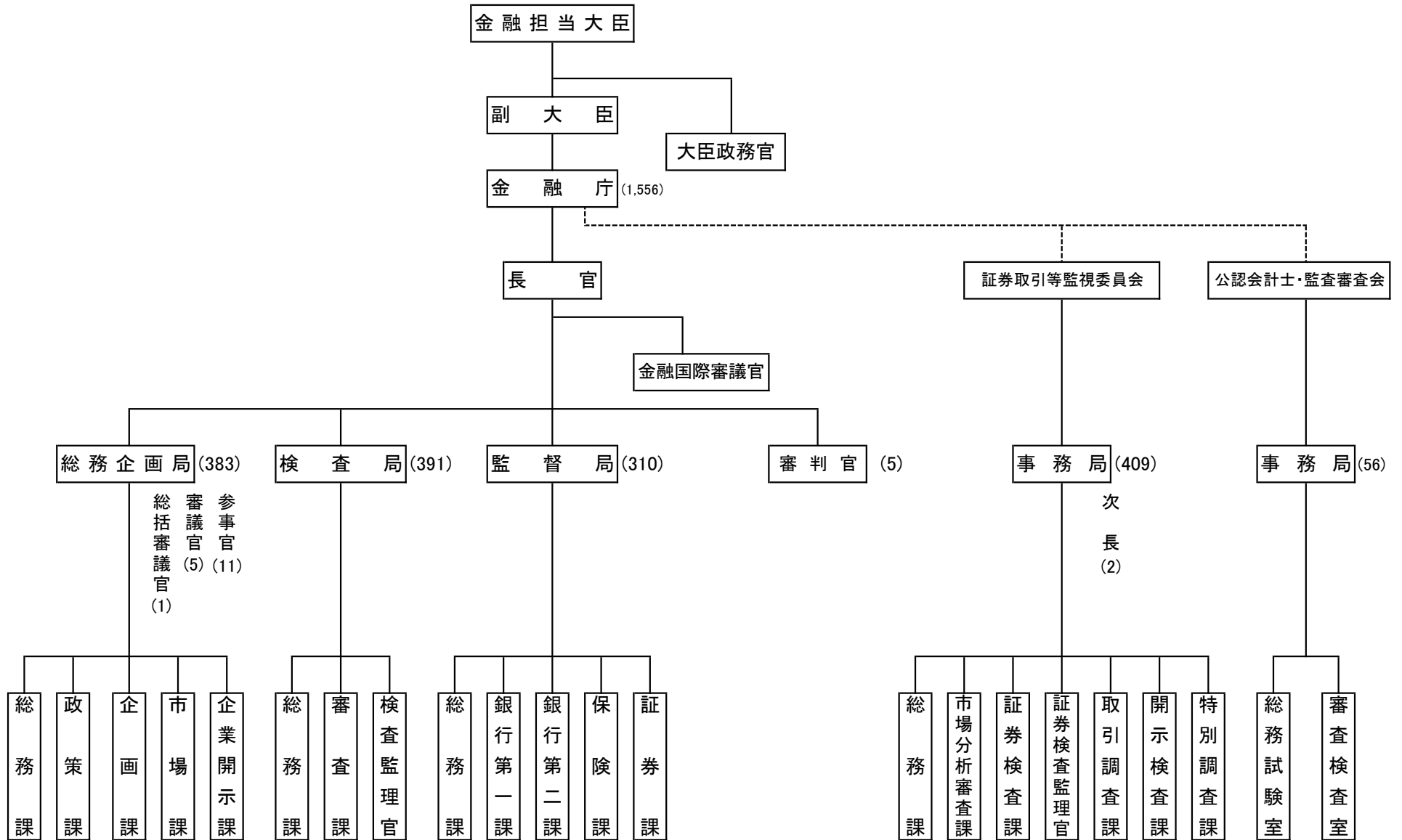
---

## 資料編

---

---

## 金融庁の組織（平成26年度）



※ 数字は、平成26年度末定員。  
 ※ 審議官のうち2人、次長のうち1人、公認会計士監査・審査会事務局長は充て職。

## 金融担当大臣

### 内閣府設置法（抜粋）

#### （特命担当大臣）

第九条 内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関して行政各部の施策統一を図るために特に必要がある場合においては、内閣府に、内閣総理大臣を助け、命を受けて第四条第一項及び第二項に規定する事務並びにこれに関連する同条第三項に規定する事務（これらの事務のうち大臣庁等の所掌に属するものを除く。）を掌理する職（以下「特命担当大臣」という。）を置くことができる。

2 特命担当大臣は、國務大臣をもって充てる。

第十一条 第四条第一項第十五号及び第三項第六十号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

#### （所掌事務）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一～十四 （略）

十五 金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項

十六～十八 （略）

2 （略）

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五十九 （略）

六十 金融庁設置法（平成十年法律第三百十号）第四条に規定する事務

六十一・六十二 （略）

## 金融庁の各局等の所掌事務(平成26年度)

部局の名称	課等の名称	所掌事務	
総務企画局		金融庁の総合的な調整、金融制度に関する企画・立案	
	総務課		総務、人事、服務、研修、図書館の運営等
		情報化統括室	情報システムの整備及び管理等
		管理室	機構・定員、予算、会計、福利厚生等
		国際室	国際関係事務に関する基本的な政策の企画・立案等
		国際連携・協力室	国際的な経済連携・協力に関する事務等
	政策課		総合調整、金融庁の基本的・総合的な政策の策定、税制に関する調整、国会、法令審査、政策評価、広報、情報公開、財務局との連絡調整、行政訴訟等
		金融サービス利用者相談室	金融サービス利用者からの相談等への対応
		研究開発室	金融に関する基礎的な調査及び研究の企画・調整等
	企画課		金融制度の企画・立案の総括、基本的・共通的事項の企画・立案、銀行業等に関する制度の企画・立案、裁判外紛争解決手続に係る制度の企画・立案等
		調査室	経済金融情勢に関する調査等
		信用機構企画室	預金保険制度の企画・立案等
		保険企画室	保険制度に関する企画・立案等
	市場課		金融商品市場その他の金融市場に関する制度の企画・立案、市場監視・分析、金融商品取引所等の監督等
	企業開示課		企業内容等に係る開示制度及び公認会計士制度の企画・立案、企業会計基準及び監査基準の設定、有価証券報告書等の審査・処分等、電子開示システム(EDINET)の整備、公認会計士等の監督等
	検査局		民間金融機関等の検査
総務課			検査局の総括、金融検査の方針・実施計画の作成、金融検査の実施、金融検査の基準の策定等
		リスク管理検査室	リスク管理に係る重要な金融検査の実施等
		情報・分析室	金融検査の実施に必要な情報の収集及び分析
審査課			検査報告書の審査、金融検査の結果の通知等
検査監理官			重要な金融検査の実施等
監督局		民間金融機関等の監督	
	総務課		監督局の総合調整、監督事務の指針の策定に関する事務の総括、郵便貯金銀行・郵便保険会社の監督等
		監督調査室	監督上の調査等
		コングロマリット室	金融コングロマリットの監督に関する総合調整・企画立案等
		協同組織金融室	信金、信組、労金、農水系統金融機関等の監督等
		信用機構対応室	預金保険法の運用、金融危機対応等
		金融会社室	ノンバンクの監督等
	銀行第一課		主要行、新たな形態の銀行、外国銀行支店、信託会社等の監督等
	銀行第二課		地銀、第二地銀の監督等
	保険課		保険会社等の監督等
		損害保険・少額短期保険監督室	損害保険会社、少額短期保険業者の監督等
	証券課		金融商品取引業者等の監督等
		資産運用室	投資運用業者、投資助言・代理業者等の監督等
審判官		課徴金に係る行政審判	
証券取引等監視委員会 事務局		市場分析審査、証券検査、不公正事案の調査、開示事案の検査、犯則事件の調査等	
	総務課		事務局の総合調整等
	市場分析審査課		日常的な市場監視、情報の収集・分析等
	証券検査課		金融商品取引業者等の検査に係る検査方針・実施計画の策定、証券検査の実施、検査結果に対する審査等
		証券検査監理官	
	取引調査課		不公正事案の調査等
	開示検査課		開示事案の検査等
	特別調査課		犯則事件の調査等
公認会計士・監査審査会 事務局		公認会計士試験の実施、監査法人等の監査業務に関する審査・検査等	
	総務試験室		事務局の総合調整、公認会計士試験の実施等
	審査検査室		監査法人等の監査業務に関する審査・検査等

(注)平成26年度末時点

## 金融国際審議官の設置について

### 設置の必要性・緊急性

- 金融危機以降、世界的に金融規制改革を巡る議論が進展。金融庁では、これまで、局長級の「国際政策統括官」を中心に国際的な交渉に当たってきた。
- 他方で、金融規制を議論する国際機関の主要会合には、各国からは、主に、金融当局の長官・次官級や中央銀行の総裁が出席。
- 平成26年11月のG20ブリスベン・サミットに向け、9月以降、重要な国際会議が多数開催予定。日本の金融システムに極めて大きな影響を及ぼしかねない金融規制が決定されるおそれ。



日本の国益に資するよう議論を進めるため、欧米等の出席者と同格に渡りあえる、国際交渉を主担とする新たな次官級ポストを設置。

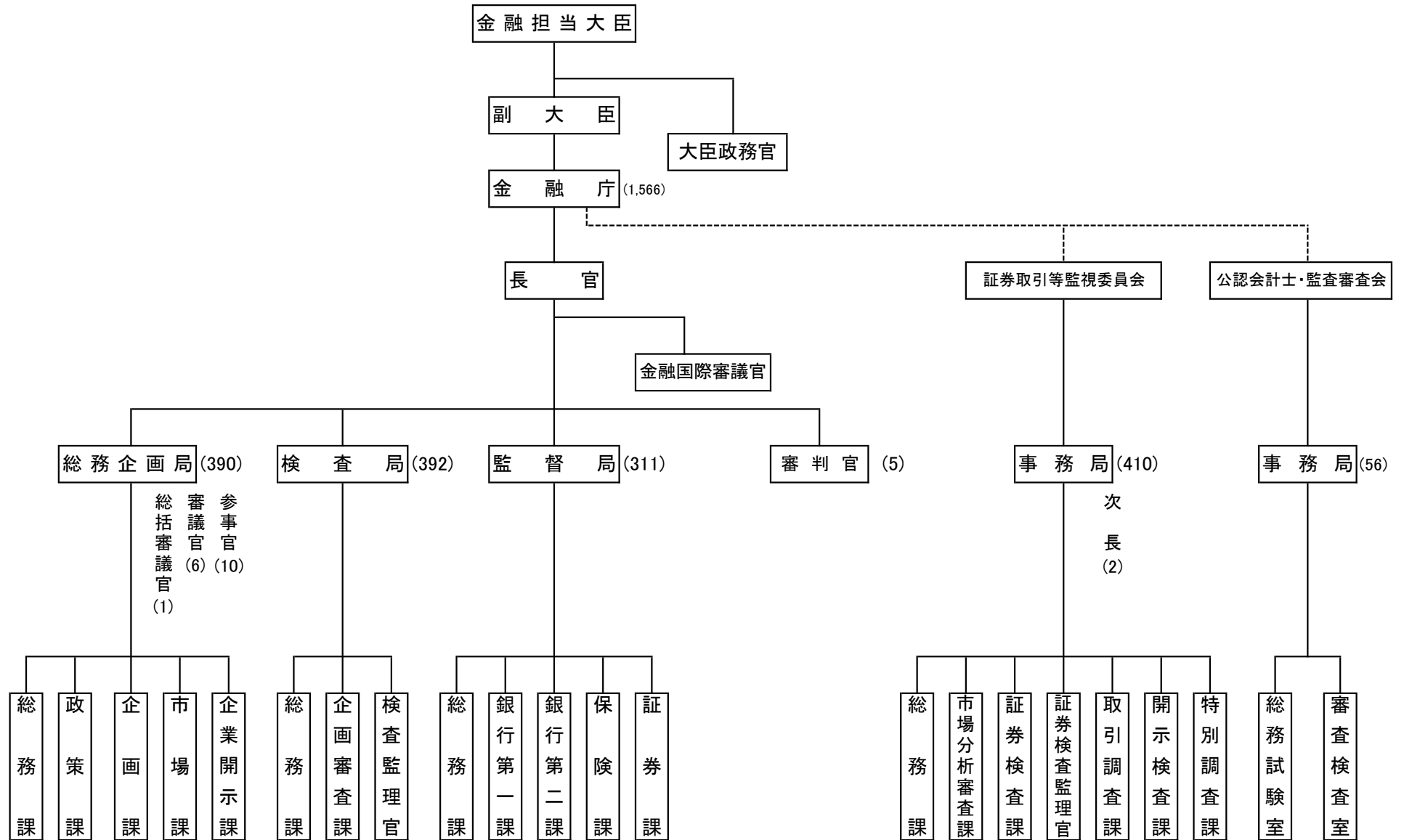
### スケジュール

- ・ 8/15(金) 金融庁組織令改正 閣議決定
- ・ 8/20(水) 改正金融庁組織令公布
- ・ 8/29(金) 改正金融庁組織令施行

### 【参考】金融庁組織令の条文

(金融国際審議官)  
第一条 金融庁に、金融国際審議官一人を置く。  
2 金融国際審議官は、命を受けて、金融庁の所掌事務のうち、国際的に処理を要する事項に関する事務を総括整理する。

## 金融庁の組織（平成27年度）



※ 数字は、平成27年度末定員。

※ 審議官のうち1人、次長のうち1人、公認会計士監査・審査会事務局長は充て職。

## 金融庁の各局等の所掌事務(平成27年度)

部局の名称	課等の名称	所掌事務
総務企画局		金融庁の総合的な調整、金融制度に関する企画・立案
	総務課	総務、人事、服務、研修、図書館の運営等
	情報化統括室	情報システムの整備及び管理等
	管理室	機構・定員、予算、会計、福利厚生等
	国際室	国際関係事務に関する基本的な政策の企画・立案等
	国際連携・協力室	国際的な経済連携・協力に関する事務等
	政策課	総合調整、金融庁の基本的・総合的な政策の策定、税制に関する調整、国会、法令審査、政策評価、広報、情報公開、財務局との連絡調整、行政訴訟等
	金融サービス利用者相談室	金融サービス利用者からの相談等への対応
	企画課	金融制度の企画・立案の総括、基本的・共通的事項の企画・立案、銀行業等に関する制度の企画・立案、裁判外紛争解決手続に係る制度の企画・立案等
	調査室	経済金融情勢に関する調査等
	信用機構企画室	預金保険制度の企画・立案等
	保険企画室	保険制度に関する企画・立案等
	市場課	金融商品市場その他の金融市場に関する制度の企画・立案、市場監理・分析、金融商品取引所等の監督等
企業開示課	企業内容等に係る開示制度及び公認会計士制度の企画・立案、企業会計基準及び監査基準の設定、有価証券報告書等の審査・処分等、電子開示システム(EDINET)の整備、公認会計士等の監督等	
検査局		民間金融機関等の検査
	総務課	検査局の総括、金融検査の実施等
	リスク管理検査室	リスク管理に係る重要な金融検査の実施等
	情報・分析室	金融検査の実施に必要な情報の収集及び分析
	企画審査課	金融検査の方針・実施計画の作成、金融検査の基準の策定、検査報告書の審査、金融検査の結果の通知等
検査監理官	重要な金融検査の実施等	
監督局		民間金融機関等の監督
	総務課	監督局の総合調整、監督事務の指針の策定に関する事務の総括、郵便貯金銀行・郵便保険会社の監督等
	監督調査室	監督上の調査等
	国際監督室	監督局の所掌事務に関する諸外国の監督当局等との事務の連絡調整等
	協同組織金融室	信金、信組、労金、農水系統金融機関等の監督等
	信用機構対応室	預金保険法の運用、金融危機対応等
	金融会社室	ノンバンクの監督等
	銀行第一課	主要行、新たな形態の銀行、外国銀行支店、信託会社等の監督等
	銀行第二課	地銀、第二地銀の監督等
	保険課	保険会社等の監督等
	損害保険・少額短期保険監督室	損害保険会社、少額短期保険業者の監督等
	証券課	金融商品取引業者等の監督等
	資産運用室	投資運用業者、投資助言・代理業者等の監督等
審判官	課徴金に係る行政審判	
証券取引等監視委員会 事務局		市場分析審査、証券検査、不正事案の調査、開示事案の検査、犯則事件の調査等
	総務課	事務局の総合調整等
	情報解析室	電子情報処理組織を利用して処理された物件に係る電磁的記録の証拠保全・調査・分析
	市場分析審査課	日常的な市場監視、情報の収集・分析等
	証券検査課	金融商品取引業者等の検査に係る検査方針・実施計画の策定、証券検査の実施、検査結果に対する審査等
	証券検査監理官	重要な証券検査の実施等
	取引調査課	不正事案の調査等
	開示検査課	開示事案の検査等
	特別調査課	犯則事件の調査等
公認会計士・監査審査会 事務局		公認会計士試験の実施、監査法人等の監査業務に関する審査・検査等
	総務試験室	事務局の総合調整、公認会計士試験の実施等
	審査検査室	監査法人等の監査業務に関する審査・検査等

### 金融研究センター 研究官・特別研究員

(平成 27 年6月末現在)

研究官/ 特別研究員	研究プロジェクト	氏名	所属
研究官 (常勤)	市場リスク計測手法についての考察	磯部 昌吾	
	ファイナンスにおける確率的モデリングと実証分析。HFT市場の戦略分析、コーポレートファイナンス、観光ファイナンスなど	斎藤 大河	
特別研究員 (委嘱)	行動経済学の金融経済教育への応用	川西 諭	上智大学経済学部教授
	金融機関の自己資本等の十分性に係る自己検証と監督上の措置に係る国際的なプラクティス	渡部 訓	武蔵野大学経済学部経営学科教授
	国際的な規制の導入に関する影響度評価、システムリスク分析・評価手法等	増島 雄樹	日本経済研究センター主任研究員
	国際的な動向を踏まえた金融サービス利用者保護に係る日本における現状調査と今後の課題への提言	北見 良嗣	帝京大学法学部法律学科教授



## 平成26事務年度に公表したディスカッションペーパー（注）

公表日	ディスカッションペーパータイトル
26年7月	「機関投資家の受託者責任と議決権行使の関係」
26年7月	「高頻度取引（HFT）に関する実証研究 取引高速化とプレオープニングの発注行動分析」
26年7月	「我が国におけるコーポレート・ガバナンスをめぐる現状等に関する調査」
26年8月	「不正会計の早期発見に関する海外調査・研究報告書」
26年9月	「米・英・EU・独仏の銀行規制・構造改革法について」
26年10月	「東南アジア諸国に対する電子記録債権普及の可能性と今後の課題 －インドネシア・ベトナムを中心に－」
27年2月	「東京市場の国際的な魅力を高めるための、制度・規制改革や市場整備の諸施策についての理論的視座の構築」
27年3月	「システムミック・リスクに関わる分析手法の動向と評価 －国際的な潮流と日本への含意－」
27年3月	「レバレッジ比率規制が銀行に与える影響」
27年3月	「海外の消費者信用規制改革等についての研究 －英国2012年金融サービス法を中心に－」
27年6月	「ASEAN地域統合における金融分野自由化進展に向けて －WTO金融サービス分野の自由化約束をベースとした分析－」

（注）公表した論文などの内容はすべて執筆者の個人的な見解であり、金融庁や金融研究センターの公式的な見解を示すものではない。



## 金融庁金融研究センター・アジア金融連携センター主催シンポジウム 「家計の金融活動と地域の中小企業金融のあり方」

日時：平成26年10月30日(木)13:30~18:20

場所：大阪大学中之島センター 10階 佐治敬三メモリアルホール

共催：大阪大学社会経済研究所、京都大学経済研究所、  
神戸大学大学院経営学研究科、アジア開発銀行研究所

(13:00-13:30 受付)

13:30-13:50 開会挨拶 小川 一夫 大阪大学社会経済研究所長  
齋藤 通雄 金融庁総務企画局参事官

13:50-15:00 セッション1 「中小企業金融の現状とあり方～アントレプレナーシップと  
地域金融機関の役割」

モデレーター： 吉野 直行 金融庁金融研究センター顧問、アジア開発銀行研究所所長  
発表者： 井上 基 池田泉州銀行 常務取締役  
忽那 憲治 神戸大学大学院経営学研究科教授  
コメンテーター： 筒井 義郎 甲南大学経済学部特任教授  
石田 晋也 金融庁監督局銀行第二課長

15:05-16:00 セッション2 「家計の借入行動について～行動経済学アプローチ」

モデレーター： 家森 信善 神戸大学経済経営研究所教授  
発表者： 池田 新介 大阪大学社会経済研究所附属行動経済学研究センター長  
コメンテーター： 齋藤 通雄 金融庁総務企画局参事官  
氷坂 智晶 近畿大阪銀行 常務執行役員

(16:00-16:15 休憩)

16:15-18:10 セッション3 「アジア金融における諸課題」(英語セッション)

モデレーター： 吉野 直行 金融庁金融研究センター顧問、アジア開発銀行研究所所長

特別講演：「アジアの金融資本市場の課題」

河野 正道 金融庁金融国際審議官、アジア金融連携センター長

コメンテーター： 内田 浩史 神戸大学大学院経営学研究科教授

講演：「アジアでの中小企業金融について」

ガネシャン・ウィグナラジャ アジア開発銀行研究所研究部長

コメンテーター： ビクター・ポンティネス アジア開発銀行研究所リサーチフェロー  
ファム・ホアン・ハー 金融庁アジア金融連携センター研究員  
百留 秀宗 三井住友銀行 新興国戦略本部部長

18:10-18:20 閉会挨拶 溝端 佐登史 京都大学経済研究所所長



## ADB Japan-OECD High-Level Global Symposium

### *Promoting Better Lifetime Planning through Financial Education*

ADB・OECD・日本 ハイレベル・グローバル・シンポジウム  
—金融教育を通じたより良いライフプランニングの促進—

2015年1月22日（木）、23日（金）  
霞が関ビル8階 ADBI会議室 B・C



## プログラム

主催：金融庁、OECD、アジア開発銀行研究所、日本銀行  
協賛：全国銀行協会、日本証券業協会、生命保険協会、日本損害保険協会



Japan Securities Dealers Association



The Life Insurance  
Association of Japan



The General Insurance Association of Japan

## 1月22日（木）

### 10:00-10:20 開会挨拶

- 越智 隆雄 内閣府大臣政務官
- 玉木 林太郎 OECD 事務次長

### 10:20-11:50 セッション1 金融教育で成し遂げられること—金融教育に関する研究、よい慣行と事例から

モデレーター ジェ・ハ・パーク アジア開発銀行研究所副所長

- スピーカー
- フロラン・メッシー OECD 金融企業局金融課課長代理、OECD/INFE 事務局長  
*国際的な良い慣行と効果的な金融教育のアプローチの概要*
  - 吉野 直行 アジア開発銀行研究所所長、金融庁金融研究センター顧問  
ガネシャン・ウィグナラジャ アジア開発銀行研究所研究部長  
ピーター・モーガン アジア開発銀行研究所シニアリサーチコンサルタント  
*なぜアジアにおいて金融教育が必要なのか？*
  - デビッド・ボイル ニュージーランド金融リテラシーと退職年金機構  
*ニュージーランドの国家戦略；人生の「次のステージ」への新たな取組み*

コメンテーター ➤ スー・ルイス 金融サービス消費者パネル議長

論点 このセッションでは、最近の OECD/INFE（金融教育に関する国際ネットワーク）で議論された、より良い生涯設計を促進するために効果的な金融教育の良い慣行、研究及び事例を提示し、その重要性、成果・効果について議論を行う。良い慣行については、金融教育のための国家戦略の策定も含めて、各国の事例を紹介する。

Background documents

- Draft OECD report on financial education in Asia
- OECD/INFE High-Level Principles on National Strategies for Financial Education
- Advancing National Strategies for Financial Education, A Joint Publication by Russia's G20 Presidency and the OECD

### 12:00-13:30 休憩

### 13:30-15:00 セッション2 効果的な年金計画のための金融教育—課題と解決策—

モデレーター エルサ・フォルネロ トリノ大学教授、年金・福祉政策研究センター

- スピーカー
- アデル・アトキンソン OECD ポリシーアナリスト  
*OECD の退職貯蓄に関する金融教育調査の結果から*
  - アンナ・ゼレンツソバ ロシア財務省金融リテラシー・グループ長、金融包摂に関するグローバル・パートナーシップ共同議長  
*ロシアにおける年金計画のための効果的な金融教育*
  - ジュリー・アグニュー ボーリー金融高度研究センター所長、米国メーソンビジネススクール准教授  
*個人の年金投資と金融リテラシーの役割*
  - マイルズ・ラービー オーストラリア証券投資委員会、金融教育グループ長  
*オーストラリアにおける効果的な年金計画を支える金融教育の役割*

論点 本セッションでは、OECD/INFE や専門家会合による長期的な貯蓄と投資のための金融教育に係る報告書等に基づき、個人がリタイアメント・プランを作成し、最適な年金の選択を支援するための金融教育の役割について考える。各国の事例や経験も交えながら、個人が直面する様々な問題を紹介し、それに対して各国政府がどのように対応しているのか説明する。

Background documents

- Improving Financial Education and Awareness on Insurance and Private Pensions, OECD, 2008
- OECD Working Paper, Financial education, savings and investments, 2008
- OECD Working Paper: Lessons from National Pensions Communication Campaigns, 2012
- OECD Working Paper, Research and literature on financial education for long-term savings and investments, 2014 (Forthcoming)

15:00 – 15:20 コーヒー・ブレイク

15:20 – 17:00 セッション3  
ターゲット層を定めた効果的な金融教育

モデレーター フロレアン・メッシー OECD 金融企業局金融課課長代理、OECD/INFE 事務局長

日本のケース

- 岡崎 竜子 日本銀行 情報サービス局 金融広報課 金融教育グループ長  
*日本における金融教育の概要*
- 吉野 直行 アジア開発銀行研究所所長、金融庁金融研究センター顧問
- 家森 信善 神戸大学経済経営研究所教授  
*中学校、高等学校における金融経済教育の実態*
- 鈴木 勝康 生命保険文化センター代表理事、帝京大学法学部教授  
*若年層（大学生と若年社会人）に対する金融教育*
- 深田 一政 日本損害保険協会常務理事  
*日本損害保険協会における若年層（大学生・若年社会人）への金融教育*
- 大島 大 金融庁 総務企画局 政策課 政策管理官  
*高齢者に対する金融教育*

女性のケース

- マイルズ・ラービー オーストラリア証券投資委員会、金融教育グループ長  
*女性と金融リテラシー*

コメンテーター

- アンナ・ゼレンツォーバ ロシア財務省金融リテラシー・グループ長、金融包摂に関するグローバル・パートナーシップ共同議長

論点 金融経済教育の目的は、金融リテラシーの向上を通じて、国民一人一人が経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくことを可能とするなど、公正で持続可能な社会の実現にも貢献していくことにある。本セッションでは、日本における、

- ・中等・高等教育
- ・大学生
- ・若手社会人
- ・高齢者

の各年齢層に対する金融経済教育の取組みを紹介し、期待される効果について議論する。また、女性に対する金融教育について、オーストラリアの事例を紹介する。

## 1月23日（金）

10:00– 10:20 特別講演

岩田 規久男 日本銀行副総裁

10:20– 11:50 セッション4  
『アジアにおける金融包摂、金融規制と金融教育』

モデレーター ガネシャン・ウィグナラジャ アジア開発銀行研究所研究部長

- スピーカー
- ムリヤマン・D・ハダド インドネシア金融庁 理事長
  - サイド・アハメッド パキスタン中央銀行 農業金融・マイクロファイナンス局長  
パキスタンにおける金融教育を通じた金融包摂の進展
  - アティ・プルーデンス・アンジェリタ・A・カサラ フィリピン中央銀行 金融消費者保護局長  
*Save now or pay later* : フィリピンにおける金融包摂と金融教育
  - ニュエン・ヴィン・ハン ベトナム国立銀行 国際局次長
  - ニチャヤー・コソルウォン 金融庁アジア金融連携センター研究員  
タイ証券取引委員会による資本市場へのアクセス促進

論点

本セッションでは、アジアの新興国において、金融包摂、金融規制、金融教育がどのように消費者や中小企業に力を与え支援できるかについて考える。特に、金融教育によってどのように人々が金融サービスをより効果的に利用できるようになるか、以下の点に焦点をあてて議論する。

- ・アジアの国々の農村部における金融包摂
- ・高利貸しに対する金融規制
- ・アジアの中小企業に対する金融教育と金融包摂

11:50– 12:50 セッション5  
パネル・ディスカッション

モデレーター 吉野 直行 アジア開発銀行研究所所長、金融庁金融研究センター顧問

- パネリスト
- 齋藤 聡 日本銀行情報サービス局金融広報課長
  - フロレアン・メッシー OECD 金融企業局金融課課長代理、OECD/INFE 事務局長
  - マイルズ・ラービー INFE 諮問委員会
  - ニュエン・ヴィン・ハン ベトナム国立銀行 国際局次長

論点

この最終セッションでは、当シンポジウムでの議論の中から各国が金融教育を推進していくうえで鍵となるメッセージをまとめ、政策立案者の行動を促していく。

12:50– 13:00 閉会挨拶

玉木 林太郎 OECD 事務次長

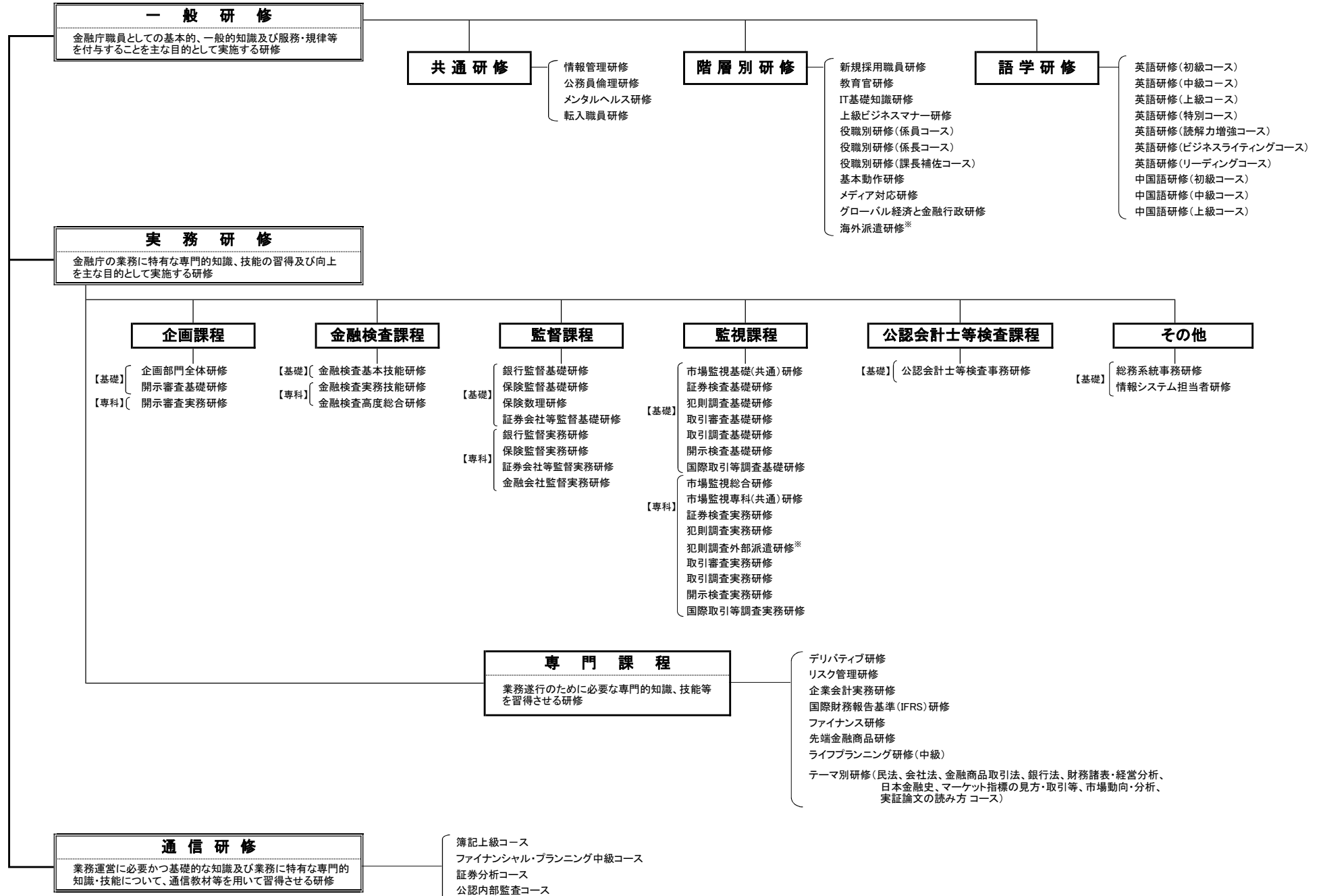
## 平成 26 事務年度 金曜ランチオン

開催日	講師	テーマ
平成 26 年 7月 18 日	渡辺 昭彦 (丸紅株式会社 市場業務部長)	「総合商社・丸紅のアジア戦略～ミャンマーでの取り組みを中心として～」
8月 8 日	忽那 憲治 (神戸大学大学院経営学研究科 教授)	「中小企業金融の現状とあり方～アントレプレナーシップと地域金融機関の役割」
8月 29 日	樋口 孝夫 (長島・大野・常松法律事務所 弁護士)	「PFI・再エネ事業及びプロジェクトファイナンスの本質並びに我が国における現状と課題」
9月 19 日	高木 浩光 (産業技術総合研究所 セキュアシステム研究部門 主任研究員)	「インターネットバンキング不正送金被害の根本的対策と監督当局の関わり方」
9月 26 日	吉崎 達彦 (株式会社双日総合研究所 副所長)	「ヤバい日本経済」を考える
10月 17 日	鎌田 恭幸 (鎌倉投信株式会社 代表取締役社長)	「鎌倉投信の経営理念と「結い 2101」の投資哲学 ～鎌倉投信が目指す、個人参加型という投資のかたち～」
11月 14 日	枇々木 規雄 (慶應義塾大学理工学部 教授)	「小企業のデフォルト率は業歴と関係があるのか？」
11月 28 日	Mr. Ha, Visiting Fellow, Asian Financial Partnership Center (AFPAC), FSA	“Application of Japanese Experiences in Designing the Bank Supervision Tools for Vietnam“
	Mr. Avir, Visiting Fellow, AFPAC, FSA Ms. Kherlenchimeg, Visiting Fellow, AFPAC, FSA	“Outcomes of AFPAC Program“
12月 19 日	竹川 美奈子 (LIFE MAP, LLC 代表)	「個人投資家からみた投資教育(NISA や DC)の現状と課題ー現役世代はなぜ投資に向かわないのかー」
12月 26 日	広瀬 真人 (株式会社野村総合研究所 未来創発センター 金融・社会システム研究室長)	「中国の商流ファイナンス～中国中堅・中小企業金融の拡充に向けて～」
平成 27 年 1月 9 日	Mr. Dang Tai An Trang, Visiting Fellow, AFPAC, FSA	“The experiences and lessons from the securities market development and supervision in Japan“
1月 30 日	Mr. Min Zin Han, Visiting Fellow, AFPAC, FSA	“Searching the Solutions from AFPAC Program”
2月 6 日	Ms. Gantsetseg Myagmarjav, Visiting Fellow, AFPAC, FSA	“Outcomes of AFPAC Program”
	Ms. Nichaya Kosolwongse, Visiting Fellow, AFPAC, FSA	“Opportunity vs. Challenge of Cross-Border offering between Japan and Thailand“

2月13日	杉下 亮太 (株式会社大和総研 アジア事業開発本部 部長)	「香港の金融ビジネスの立地競争力について」
3月6日	岡部 憲昭 (遠賀信用金庫理事長、元東北財務局長)	「東日本大震災 ー現地における対応と課題ー」
3月20日	服部 結花 (インクルージョン・ジャパン株式会社 代表取締役)	「日本における起業の実態～シリコンバレーとの違いと日本ならではの競争戦略～」
4月3日	瀧 俊雄 (株式会社マネーフォワード COO)	「Fintech ベンチャーがもたらす日本市場への示唆」
4月24日	角田 美穂子 (一橋大学大学院法学研究科 教授)	「適合性原則と私法理論の交錯」
5月15日	渡辺 研司 (名古屋工業大学大学院 教授)	「金融ビジネスにおけるサイバーセキュリティのあり方 -欧米事例に見る官民連携による演習の有効性-」
5月22日	Mr. Ngo Van Duc, Visiting Fellow, AFPAC, FSA	“Payment Systems In Japan And Lessons For Vietnam”
	Mr. Heng Bomakara, Visiting Fellow, AFPAC, FSA	“Application of Learning Experiences from the AFPAC Program for Enhancing the Banking Supervision Mechanism in Cambodia”
5月29日	Mr. Tran Sy Hong, Visiting Fellow, AFPAC, FSA Ms. Nguyen Thi Hue, Visiting Fellow, AFPAC, FSA	“Fellowship program outcome”
	Ms. Myadagnorov Jamsran, Visiting Fellow, AFPAC, FSA Ms. Bolor Baatarchuluun, Visiting Fellow, AFPAC, FSA	“Outcomes of AFPAC Program”
6月9日	Ms. Linda Goldberg, Vice President of Financial Intermediation at the Federal Reserve Bank of New York	“Measures of Complexity in Global Banks”
6月10日	大浦 博子 (国際通貨基金(IMF) シニアエコノミスト)	「IMF Global Financial Stability Report (GFSR) 第三章『資産運用業と金融システムの安定』～執筆者による報告～ と 国際機関での勤務 について」
6月12日	平山 賢一 (東京海上アセットマネジメント株式会社 運用本部 運用戦略部 チーフファンドマネジャー、チーフストラテジスト)	「金利の歴史からのインプリケーション」
6月26日	Mr. Simon Yoo, Founder and Managing General Partner, Green Visor Capital Mr. Louis J. Forster, General Partner, Green Visor Capital	“FinTech and the Future of Financial Services”



# 平成26年度 金融庁研修体系図



「※」は、外部機関が実施する研修に当庁職員を派遣するものである。

## 平成26事務年度（平成26年7月～27年6月）研修実施状況

(H27. 6. 30現在)

区分	研修名（コース名）	目的	実施月		
一般研修	共通研修	情報管理研修	・行政文書管理、個人情報管理、情報セキュリティに関する基本的知識の付与	7月・8月・10月・11月・12月・1月	
		公務員倫理研修	・公務員倫理の涵養等	7月・8月・10月・11月・12月・1月	
		メンタルヘルス研修	・メンタルヘルス、セクシャルハラスメントの防止に関する基本的知識の付与	7月・8月・10月・11月・12月・1月	
		転入職員研修	・金融庁で勤務していく上で必要な基本的・一般的知識の付与	7月・8月・10月・1月・4月	
	階層別研修	新規採用職員研修（総合職）	・金融庁職員として必要最低限の基礎的知識及び金融知識の付与	4月	
		新規採用職員研修（一般職）		4月～5月	
		教育官研修	・新規採用職員研修（一般職）において研修生の教育訓練及び生活指導に当たる教育官の養成	2月	
		役職別研修			
		係員コース	係員コース	・係長相当職に就くに当たっての基本的業務遂行能力（コミュニケーション能力など）の養成	5月～6月
			係長コース	・係長相当職に必要な課題対応力の習得及び基礎的マネジメント能力の養成	9月
			課長補佐コース	・課長補佐相当職に必要な対外的な折衝能力の養成及びマネジメント能力の強化	9月
		IT基礎知識研修	・ITに関する基礎的知識の付与	8月～10月	
		上級ビジネスマナー研修	・職員として必要な接遇等の基本的知識の付与	8月	
		基本動作研修	・想定問答作成及び幹部説明ペーパー作成等に関する知識の付与	9月	
	メディア対応研修	・危機管理対応能力等の更なる向上	9月		
	グローバル経済と金融行政研修	・世界経済の全体像を理解した上で、金融行政がどのように関係しているかを理解	10月・12月		
	語学研修	英語	初級コース	・英語に関する語学力の維持・向上	9月期・1月期・4月期 (各期3か月間)
			中級コース		
			上級コース	・海外監督当局との折衝などに必要な実践的な英語力の維持・向上	
			特別コース	・英語に関する基礎的知識の付与、及び総合的な英語力のボトムアップ	9月期（3か月間）
			ビジネスライティングコース	・英語によるビジネスライティングスキルの向上	9月期・1月期・4月期 (各期3か月間)
読解力増強コース			・特に英文を要約するための読解力の向上	9月期・1月期・4月期 (各期3か月間)	
リーディングコース			・特に金融分野に関する英文を理解するための読解力の向上	9月期・1月期・4月期 (各期3か月間)	
中国語		初級コース	・中国語に関する語学力の維持・向上	9月期・1月期・4月期 (各期3か月間)	
		中級コース			
		上級コース	・海外監督当局との折衝などに必要な実践的な中国語力の維持・向上		
通信研修	簿記上級コース	・日商簿記1級レベル相当の知識の付与	9月～3月末		
	証券分析コース	・証券アナリスト（1次レベル）相当の知識の付与	9月～3月末		
	公認内部監査コース	・公認内部監査人相当の知識の付与	9月～3月末		

平成26事務年度（平成26年7月～27年6月）研修実施状況

(H27. 6. 30現在)

区 分	研 修 名（コース名）	目 的	実 施 月	
実務研修	企画課程	企画部門全体研修	・企画部門担当者として必要な基礎的知識の付与	8月
		開示審査基礎研修	・企業内容開示審査事務に関する基礎的知識の付与	8月
		開示審査実務研修	・企業内容開示審査事務に関する専門的知識の付与	10月
	金融検査課程	金融検査基本技能研修	・金融検査に必要な基礎的知識・スキルの付与	7月・1月
		金融検査高度総合研修	・金融検査に関する専門的知識・スキルの付与並びに金融機関の経営実態把握及び検査班のマネジメント等に必要な知識・スキルの付与	7月・1月
	監督課程	銀行監督基礎研修	・預金取扱金融機関の監督に関する基礎的知識の付与	7月
		保険監督基礎研修	・保険会社等の監督に関する基礎的知識の付与	7月
		保険数理研修	・保険数理に関する基礎及び専門的な知識の付与	9月～11月
		証券会社等監督基礎研修	・証券会社、取引所等の監督に関する基礎的知識の付与	8月
		銀行監督実務研修	・預金取扱金融機関の監督に関する専門的知識の付与	10月
		保険監督実務研修	・保険会社等の監督に関する専門的知識の付与	10月
		証券会社等監督実務研修	・証券会社、取引所等の監督に関する専門的知識の付与	10月
		金融会社監督実務研修	・金融会社の監督に関する専門的知識の付与	9月
	監視課程	市場監視基礎研修	・市場監視事務を遂行するうえで必要な基礎的知識の付与	7月
		証券検査基礎研修	・証券検査に必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
		犯則調査基礎研修	・犯則調査に関して必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
		取引審査基礎研修	・取引審査に必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
		取引調査基礎研修	・取引調査に関して必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
		開示検査基礎研修	・有価証券報告書等検査に関して必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
		国際取引等調査基礎研修	・国際取引等調査に関して必要な基礎的知識・スキルの付与	8月
		市場監視総合研修	・市場監視事務を遂行するうえで必要な一般的知識の付与	1月
		市場監視専科研修	・市場監視業務を遂行するうえで必要な専門的知識の付与	7月
		証券検査実務研修	・証券検査に必要な専門的知識・スキルの付与	7月・12月
		犯則調査実務研修	・犯則調査に関して必要な専門的知識・スキルの付与	8月・10月・1月
		取引審査実務研修	・取引審査に必要な専門的知識・スキルの付与	1月
		取引調査実務研修	・取引調査に関して必要な専門的知識・スキルの付与	8月・1月
		開示検査実務研修	・有価証券報告書等検査に関して必要な専門的知識・スキルの付与	8月・12月
国際取引等調査実務研修	・国際取引等調査に関して必要な専門的知識・スキルの付与	1月		
等公 検査 査会 課計 程士	公認会計士等検査事務研修	・公認会計士等検査に関して必要な専門的知識の付与	7月	

平成26事務年度（平成26年7月～27年6月）研修実施状況

(H27. 6. 30現在)

区 分	研 修 名（コース名）	目 的	実 施 月		
実務研修	その他	総務系統事務研修	・総務・経理事務担当者として必要な基本的知識の付与	8月	
		情報システム担当者研修	・庁内各システムの開発・運用に必要なIT関連の基礎的・専門的知識の付与	10月	
	専門課程	デリバティブ研修	・デリバティブに関する基礎及び専門的な知識の付与	8月・9月～12月・1月～3月	
		リスク管理研修	・金融機関等のリスク管理に関する基礎及び専門的な知識の付与	8月・5月～6月	
		企業会計実務研修	・会計制度に関する基礎及び専門的な知識の付与	3月	
		国際財務報告基準(IFRS)研修	・国際財務報告基準(IFRS)に関する基礎及び専門的な知識の付与	9月	
		ファイナンス研修	・ファイナンスに関する基礎及び専門的な知識の付与	9月～12月・2月～3月	
		先端金融商品研修	・先端金融商品に関する基礎及び専門的な知識の付与	10月～12月	
		ライフプランニング研修	・FP技能検定1級レベル相当の知識の付与	9月～12月	
		テーマ別研修			
		会社法コース	・各テーマに関する基礎及び専門的な幅広い知識の付与	9月～10月	
		金融商品取引法コース		11月～12月	
		銀行法コース		6月	
		財務諸表・経営分析コース		5月～6月	
マーケット指標の見方・取引等コース	10月～11月				
市場動向・分析コース	11月～12月				
実証論文の読み方コース	11月				

【記者会見等の実施回数等】

1. 大臣会見回数      8 2 回

2. 報道発表件数      4 4 2 回

3. 事務方による記者ブリーフ回数      2 2 回

**【金融庁ウェブサイトの特設ページについて（トップページ上段）】**

1. NISA（少額投資非課税制度）が始まりました！
2. 日本版スチュワードシップ・コードについて
3. 金融モニタリングレポートについて
4. ご存じですか？債務整理のガイドライン
5. 中小企業等の金融円滑化対策について
6. 「新規融資や経営改善・事業再生支援等における参考事例集」について
7. 振り込め詐欺等の被害にあわれた方へ
8. 「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集について
9. コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議
10. 金融証券税制等について
11. 企業実証特例制度・グレーゾーン解消制度について
12. 金融モニタリング基本方針について

（注）東日本大震災関連情報は、より目立つように、別途バナー（リンク）をトップページに開設している。

## 平成26事務年度政府広報実績

	媒体（広報実施時期）		テーマ
テレビ	お知らせCM	被災3県（平成26年6月～平成27年3月までの間（随時）	個人版私的整理ガイドライン
ラジオ	お知らせCM	被災3県（平成26年6月～平成27年3月までの間（随時）	個人版私的整理ガイドライン
新聞	突き出し	全国70紙（中央5紙、ブロック3紙、地方62紙、平成26年8月25日～8月31日）	多重債務者相談強化キャンペーン2014
出版物	定期刊行物	-	-
インターネット	インターネットテキスト広告	Trend Match×3（平成27年4月20日から4月26日）	経営者保証に関するガイドラインについて
	インターネットテキスト広告	Trend Match×2（平成27年2月9日から2月15日）	新しい投資優遇制度「NISA（ニーサ）」がスタート！将来に向けた資産形成を考えるきっかけに
	インターネットテキスト広告	朝日新聞デジタル（平成27年1月5日から11日）	振り込み詐欺救済法に基づく返金手続
	インターネットテキスト広告	Yahoo!Japan（平成26年9月1日から7日）	多重債務者相談強化キャンペーン2014
	インターネットテキスト広告	朝日新聞デジタル（平成26年8月4日から10日）	個人債務者の私的整理に関するガイドライン
	インターネットテレビ	政府インターネットテレビ・徳光・木佐の知りたいニッポン（平成26年3月27日から掲載）	金融経済教育の推進
モバイル	モバイル携帯端末	The News（平成27年1月12日から18日）	違法なヤミ金融業者にご注意
その他	政府広報オンラインお役立ち情報	平成22年7月から掲載	ローンやキャッシングをご利用の方へ。ご存じですか？ 借入れのルール
	政府広報オンライン特集記事	平成22年10月から掲載	その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意ください！
	政府広報オンラインお役立ち情報	平成23年7月から掲載	金融トラブル、費用をかけずに早期解決！金融ADR制度をご利用ください
	政府広報オンラインお役立ち情報	平成23年8月から掲載	「振り込み詐欺救済法」に基づき、振り込んでしまったお金が返ってくる可能性があります。
	政府広報オンラインお役立ち情報	平成25年6月から掲載	新しい投資優遇制度「NISA（ニーサ）」がスタート！将来に向けた資産形成を考えるきっかけに
	政府広報オンラインお役立ち情報	平成25年9月から掲載	住宅ローンなど借入れの返済が困難な震災被災者の方へ 個人版私的整理ガイドラインをご存じですか。
	政府広報オンラインお役立ち情報	平成26年4月から掲載	知らないと損をする？ 最低限身に付けておきたい「金融リテラシー（知識・判断力）」
	政府広報オンラインお役立ち情報	平成27年3月から掲載	中小企業や小規模事業者の方へ ご存じですか？ 「経営者保証」なしで融資を受けられる可能性があります

## 意見提出手続き（パブリック・コメント手続き）実施一覧

平成26事務年度（平成26年7月～平成27年6月）

（金融庁ウェブサイトより抜粋）

公表日	案件名	締切日
27.6.30	「保険検査マニュアル」の一部改定(案)の公表について	27.7.29
27.6.30	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	27.7.30
27.6.22	「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等(案)」の公表について	27.7.22
27.6.18	「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」及び「金融商品取引法等に関する留意事項について(金融商品取引法等ガイドライン)の一部改正(案)の公表について	27.7.21
27.6.3	「貸金業法施行令の一部を改正する政令(案)」の公表について	27.7.2
27.6.3	「前払式支払手段に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	27.7.2
27.5.29	「金融商品取引業等に関する内閣府令第二百五条の七第一項に規定する金融庁長官が指定するものを定める件(案)」の公表について	27.6.29
27.5.22	平成26年改正保険業法(2年以内施行)に係る「保険会社向けの総合的な監督指針(別冊)(少額短期保険業者向けの監督指針)」等の一部改正(案)の公表について	27.6.22
27.5.15	レバレッジ比率に係る告示の一部改正案等の公表について	27.5.29
27.5.1	「社債、株式等の振替に関する命令第六十二条の規定に基づき、特定個人情報の提供を行うことが必要であると認められる場合として金融庁長官が定める場合及び社債等の発行者等に提供する特定個人情報として金融庁長官が定めるものを定める件の一部を改正する件(案)」の公表について	27.6.1
27.5.1	「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件(案)」の公表について	27.6.1
27.4.6	「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」の改正案の公表について	27.5.8
27.3.26	「金融商品取引法第六十七条の十八第四号の規定に基づき金融庁長官の指定する有価証券を定める告示案」の公表について	27.4.24
27.2.24	「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	27.3.27
27.2.18	平成26年改正保険業法(2年以内施行)に係る政府令・監督指針案の公表について	27.3.19
27.2.18	「保険業法施行規則第八十条及び第一百五十八条の規定に基づき、金融庁長官が定める基準を定める件(平成十二年金融監督庁・大蔵省告示第二十二号)の一部を改正する件(案)」の公表について	27.3.20



公表日	案件名	締切日
27.2.17	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正(案)の公表について	27.3.18
27.2.13	平成26年金融商品取引法等改正(1年以内施行)等に係る政令・内閣府令案等の公表について	27.3.16
27.2.13	「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」等の一部改正(案)の公表について	27.3.16
27.2.6	流動性カバレッジ比率規制に係る「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」等の一部改正(案)の公表について	27.3.9
27.2.4	「会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令(案)」等の公表について	27.3.6
27.1.28	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等(案)」の公表について	27.2.26
27.1.13	「保険業法施行規則第二百十一条の五十二において準用する規則第七十三条第一項第二号の規定に基づく支払備金として積み立てる金額(平成十八年金融庁告示第十七号)の一部を改正する件(案)」の公表について	27.2.12
26.12.17	コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方(案)《コーポレートガバナンス・コード原案》～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～の公表について	27.1.23
26.12.17	レバレッジ比率に係る告示案等の公表について	27.1.16
26.12.1	流動性カバレッジ比率の開示に係る内閣府令案等の公表について	27.1.5
26.11.10	「会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備に関する政令(案)」の公表について	26.12.10
26.10.30	「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件(案)」の公表について	26.12.1
26.10.27	「発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令」等の改正案の公表について	26.11.27
26.10.10	「金融商品取引法施行令第十四条の十第一項の規定に基づき入出力装置の技術的基準を定める件」の改正(案)の公表について	26.11.10
26.10.9	「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	26.11.10
26.9.30	「保険業法施行令の一部を改正する政令(案)」等の公表について	26.10.30
26.9.12	証券化リスク・リテンション規制に関する監督指針の一部改正(案)等の公表について	26.10.14
26.9.12	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正(案)の公表について	26.10.14

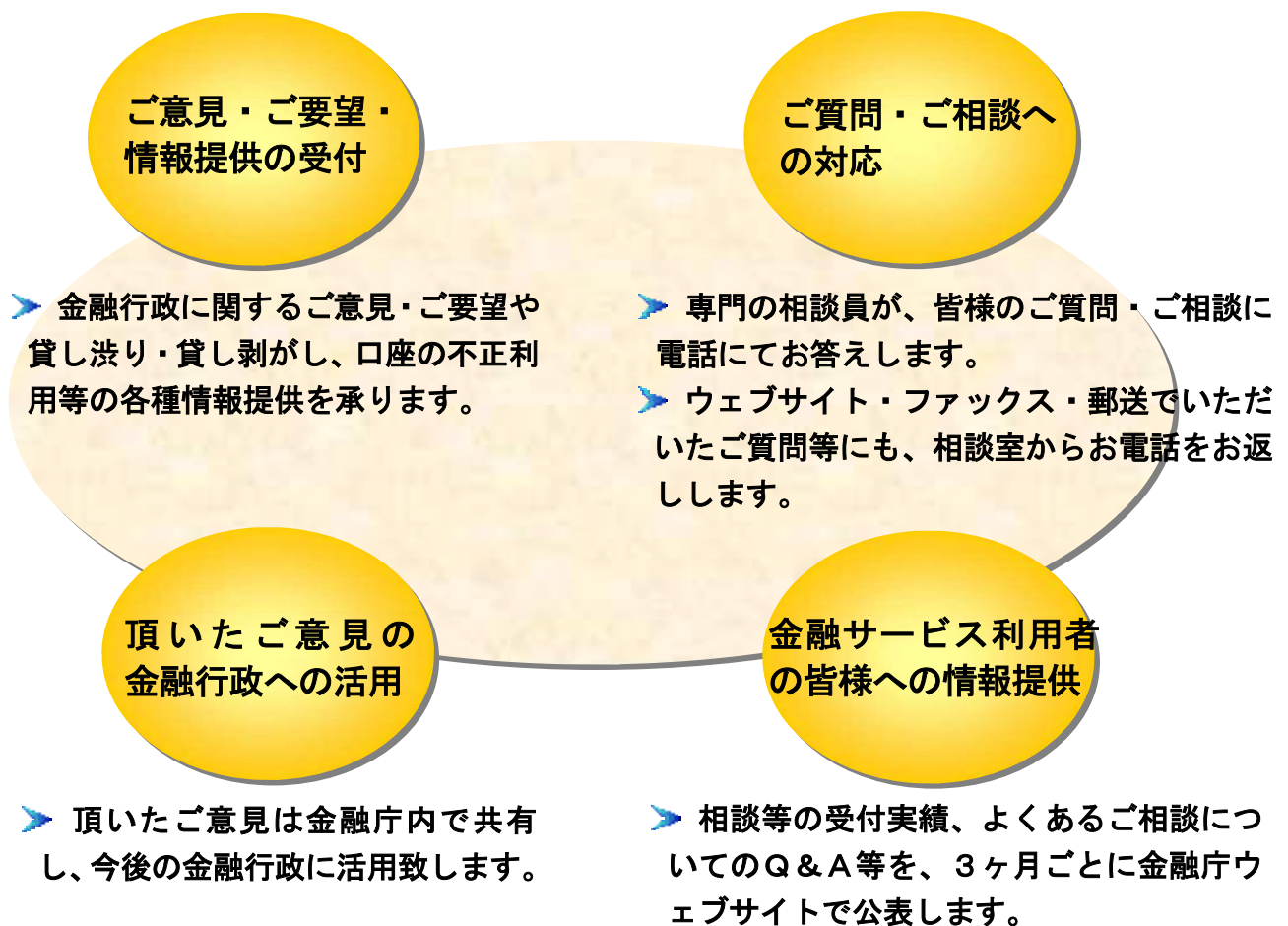
公表日	案件名	締切日
26.8.22	「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」の公表について	26.9.22
26.8.11	「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表について	26.9.11
26.8.11	平成25年金融商品取引法等改正（1年半以内施行）等に係る銀行法施行令・銀行法施行規則等の改正案の公表について	26.9.11
26.8.8	「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について	26.9.8
26.7.31	流動性カバレッジ比率に係る告示案の公表について	26.9.1
26.7.4	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表について	26.8.4
26.7.4	平成26年金融商品取引法等改正（6ヶ月以内施行）に係る政令・内閣府令案の公表について	26.8.4
26.7.3	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等（案）の公表及び「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）の公表について	26.8.4
26.7.3	「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」の公表について	26.8.4
26.7.1	「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令等（案）」の公表及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」の公表について	26.7.31
26.7.1	「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表について	26.8.1
26.7.1	「保険業法施行令の一部を改正する政令（案）」等の公表について	26.7.31

# 金融サービス利用者相談室

皆様の「声」をお寄せください！！

金融庁では、利用者の皆様からの声にワン・ストップで対応する「金融サービス利用者相談室」を設置しています。

## ◆ 相談室が提供する 4 つのサービス



### - ご留意事項 -

- 利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、予めご了承下さい。
- ご質問・ご相談等への回答は全て電話でいたします。メールや文書での回答は行いませんので、予めご了承ください。

裏面もご覧下さい 

## ◆ 相談室へのアクセス方法

### お電話での受付

- 受付時間：平日 10:00～17:00
- 電話番号：0570-016811 (ナビダイヤル) IP 電話からは 03-5251-6811  
(注) お電話は、対応内容の明確化等のため、通話内容を録音させていただいております。
- 受付の流れ：

▶ 上記番号にダイヤル（内容に応じて、番号をプッシュして下さい。）

- ① 預金・融資等に関するご相談
- ② 投資商品・証券市場制度・取引所等に関するご相談
- ③ 保険商品・保険制度等に関するご相談
- ④ 貸金等に関するご相談
- ⑤ 金融行政一般・その他に関するご相談

▶ 相談内容に応じて専門の相談員が対応致します。

### ウェブサイトでの受付

- 金融庁ウェブサイトのトップページから相談室 WEB 受付窓口へ  
(<http://www.fsa.go.jp>)
- ご意見・相談・情報提供等を 24 時間受け付けます。
- ご質問・ご相談を頂いた場合には、相談室より平日 10:00～17:00 の間に、お電話をお返し致します。  
(注1) ご回答をお求めの場合には電話番号の記載をお忘れなく。  
(注2) 「相談室」の業務の状況によって、お返事が遅くなることもあります。  
お急ぎの方はお電話にてご相談願います。

### ファックスでの受付

- ファックス番号：03-3506-6699
- ご意見・相談・情報提供等を 24 時間受け付けます。
- ご質問・ご相談を頂いた場合には、相談室より平日 10:00～17:00 の間に、お電話をお返し致します。
- その他、相談室では郵便でもご意見・ご質問等を受け付けております。  
〒100-8967 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央合同庁舎第7号館  
金融庁 金融サービス利用者相談室 宛  
(注1) ご回答をお求めの場合には電話番号の記載をお忘れなく。  
(注2) 「相談室」の業務の状況によって、お返事が遅くなることもあります。  
お急ぎの方はお電話にてご相談願います。



## 資料 2-11-2

金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表  
(平成26年4月1日～27年3月31日)

## 【「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等】

26年4月1日～6月30日・・・26年7月31日公表(第36回)

26年7月1日～9月30日・・・26年10月31日公表(第37回)

26年10月1日～12月31日・・・27年1月30日公表(第38回)

27年1月1日～3月31日・・・27年4月30日公表(第39回)

## 1. 類型別受付件数

(単位:件)

区 分	26/4～6	26/7～9	26/10～12	27/1～3	26年度合計
質 問 ・ 相 談	7,986	8,046	7,196	7,744	30,972
意 見 ・ 要 望	1,480	1,715	1,276	1,157	5,628
情 報 提 供	535	543	532	620	2,230
そ の 他	120	92	91	85	388
合 計	10,121	10,396	9,095	9,606	39,218

## 2. 受付方法別件数

(単位:件)

区 分	26/4～6	26/7～9	26/10～12	27/1～3	26年度合計
電 話	8,322	8,300	7,431	7,910	31,963
ウ ェ ブ サ イ ト	569	798	645	654	2,666
フ ァ ッ ク ス	345	325	310	370	1,350
手 紙	396	424	381	365	1,566
そ の 他	489	549	328	307	1,673
合 計	10,121	10,396	9,095	9,606	39,218

## 3. 分野別受付件数

(単位:件)

区 分	26/4～6	26/7～9	26/10～12	27/1～3	26年度合計
預 金 ・ 融 資 等	3,109	3,022	2,626	2,817	11,574
保 険 商 品 ・ 保 険 制 度 等	2,977	3,209	2,856	3,136	12,178
投 資 商 品 ・ 証 券 市 場 制 度 等	2,744	2,656	2,408	2,401	10,209
貸 金 等	838	982	853	981	3,654
金 融 行 政 一 般 ・ そ の 他	453	527	352	271	1,603
合 計	10,121	10,396	9,095	9,606	39,218

## 4. 分野別・要因別の相談等受付件数

### ○預金・融資等

(単位:件、%)

区 分	預金		融資		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
4月～6月	952	30.6	1,159	37.3	998	32.1	3,109	100.0
7月～9月	1,114	36.9	1,089	36.0	819	27.1	3,022	100.0
10月～12月	810	30.8	1,085	41.3	731	27.8	2,626	100.0
1月～3月	901	32.0	1,067	37.9	849	30.1	2,817	100.0
26年度合計	3,777	32.6	4,400	38.0	3,397	29.4	11,574	100.0

### ○保険商品等

(単位:件、%)

区 分	生命保険		損害保険		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
4月～6月	651	21.9	1,588	53.3	738	24.8	2,977	100.0
7月～9月	768	23.9	1,634	50.9	807	25.1	3,209	100.0
10月～12月	609	21.3	1,470	51.5	777	27.2	2,856	100.0
1月～3月	751	23.9	1,543	49.2	842	26.8	3,136	100.0
26年度合計	2,779	22.8	6,235	51.2	3,164	26.0	12,178	100.0

### ○投資商品等

(単位:件、%)

区 分	証券会社 (第一種業)		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率
4月～6月	564	20.6	2,180	79.4	2,744	100.0
7月～9月	523	19.7	2,133	80.3	2,656	100.0
10月～12月	576	23.9	1,832	76.1	2,408	100.0
1月～3月	607	25.3	1,794	74.7	2,401	100.0
26年度合計	2,270	22.2	7,939	77.8	10,209	100.0

### ○貸金等

(単位:件)

区 分	件数
4月～6月	838
7月～9月	982
10月～12月	853
1月～3月	981
26年度合計	3,654

### ○金融行政一般・その他

(単位:件)

区 分	件数
4月～6月	453
7月～9月	527
10月～12月	352
1月～3月	271
26年度合計	1,603

資料 2-12-1

実績評価における基本政策・施策等一覧（平成24～28年度）

基本政策	施策	平成27年度の主な事務事業
I 経済成長の礎となる金融システムの安定	1 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備	① 効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施 ② 国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備 ③ 金融機能強化法等の適切な運用 ④ 金融機関の業務継続体制の検証 ⑤ 金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組み ⑥ ベター・レギュレーションの深化
	2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備	① 国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルールの整備 ② 円滑な破綻処理のための態勢の整備
	3 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応	① 経済・市場動向その他の内外における様々なリスクの的確な把握と潜在的なリスク要因の分析及び効果的な行政対応
II 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上	1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備	① 顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受できるための制度・環境整備 ② 当局における相談体制の充実 ③ 金融ADR（裁判外紛争解決）制度の円滑な運営 ④ 多重債務者のための相談等の枠組みの整備 ⑤ 金融関連の犯罪等に対する厳正かつ適切な対応
	2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	① 顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮 ② 地域密着型金融の促進 ③ 中小企業の経営改善・生産性向上・事業再生等の必要な支援実行 ④ 金融機能強化法の適切な運用
	3 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	① 顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備 ② 個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための環境整備
III 公正・透明で活力ある市場の構築	1 市場インフラの構築のための制度・環境整備	① 店頭デリバティブ取引に関する市場インフラの構築 ② 国債取引等に関する市場インフラの構築 ③ EDINETの整備
	2 市場機能の強化のための制度・環境整備	① 総合取引所の実現に向けた取組の促進 ② 新規・成長企業へのリスクマネーの供給促進 ③ 不動産投資市場活性化に向けた取組に係る検討 ④ 上場企業等の実効性ある企業統治のあり方に関する検討
	3 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備	① 金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性の確保 ② IFRS任意適用の拡大促進 ③ 包括的かつ機動的な市場監視 ④ クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家等による不正取引への対応 ⑤ 不正取引に対する迅速・効率的な取引調査の実施 ⑥ ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施 ⑦ 課徴金制度の適切な運用 ⑧ 犯則事件に対する厳正な調査の実施 ⑨ 自主規制機関との適切な連携 ⑩ 市場参加者の規律強化に向けた取組み
	4 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備	① 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な監督の実施 ② 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査の実施 ③ 金融商品取引業者等の自主規制機関との適切な連携
	5 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備	① 監査基準等の整備に向けた取組み ② 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督 ③ 品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査 ④ 海外監査監督当局との協力・連携 ⑤ 優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進
IV 横断的施策	1 国際的な政策協調・連携強化	① 国際的な金融規制改革への積極的な参画・貢献 ② 国際的な金融規制改革のための海外当局との連携強化等 ③ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応
	2 アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調	① アジア諸国をはじめとする新興国における金融インフラ整備支援及び金融・資本市場の規制緩和の促進等
	3 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備	① 規制・制度改革等の推進 ② 事前確認制度の適切な運用 ③ 官民による持続的な対話の実施 ④ 金融・資本市場活性化策の検討 ⑤ 決済高度化及び金融グループ法制の検討
	4 金融行政についての情報発信の強化	① 金融行政に関する広報の充実
	5 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備	① 金融経済教育の推進

業務支援基盤の整備のための取組み（平成24～28年度）

分野	施策	平成27年度の主な事務事業
1 人的資源	(1) 金融行政を担う人材の確保と資質の向上	① 高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上
2 知的資源	(1) 学術的成果の金融行政への導入・活用	① 金融行政の参考となる調査研究の実施 ② 産・官・学のネットワーク強化
3 その他の業務基盤	(1) 金融行政における情報システムの活用	① 最適化の早期実現、情報システムの見直しに伴う運用コストの削減 ② 情報セキュリティ対策の推進
	(2) 災害等発生時における金融行政の継続確保	① 災害等発生時における金融行政の継続確保 ② 災害等発生時に備えた訓練

## 金融庁における政策評価への取組み

	政府全体の動き	金融庁の動き
13年1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央省庁等改革に合わせて政策評価制度導入</li> <li>「政策評価に関する標準的ガイドライン」策定（13年1月政策評価各府省連絡会議了承）</li> </ul>	
3月		<ul style="list-style-type: none"> <li>「金融庁における政策評価の実施要領」策定（13年3月28日）</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「行政機関が行う政策評価に関する法律」制定（13年法律第86号）</li> </ul>	
10月		<ul style="list-style-type: none"> <li>「平成13事務年度の政策評価の運営方針」策定（13年10月31日）</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「政策評価に関する基本方針」（13年12月閣議決定）</li> </ul>	
14年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「行政機関が行う政策評価に関する法律」施行（13年法律第86号）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「金融庁における政策評価に関する基本計画」策定（14年4月1日）</li> <li>「事後評価の実施計画」（計画期間14年4月～6月末）策定（14年4月1日）</li> </ul>
7月		<ul style="list-style-type: none"> <li>「事後評価の実施計画」（計画期間14年7月～15年6月末）策定（14年8月6日）</li> </ul>
9月		<ul style="list-style-type: none"> <li>「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（14年9月13日）</li> </ul>
11月		<ul style="list-style-type: none"> <li>「第1回政策評価に関する有識者会議」開催（14年11月12日）</li> </ul>
12月		<ul style="list-style-type: none"> <li>政策評価（平成13年度実績評価）の実施、評価結果の公表（14年12月26日）</li> </ul>
15年4月		<ul style="list-style-type: none"> <li>「平成13年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（15年4月17日）</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「政策評価結果の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（15年6月国会報告）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第2回政策評価に関する有識者会議」開催（15年6月12日）</li> </ul>



	政府全体の動き	金融庁の動き
7月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（15年7月1日）</li> <li>・「平成15年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間15年7月～16年6月末）策定（15年7月1日）</li> </ul>
8月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第3回政策評価に関する有識者会議」開催（15年8月5日）</li> <li>・政策評価（平成14年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（15年8月29日）</li> </ul>
16年4月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第4回政策評価に関する有識者会議」開催（16年4月21日）</li> <li>・「平成14年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（16年4月23日）</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（16年6月国会報告）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第5回政策評価に関する有識者会議」開催（16年6月18日）</li> </ul>
7月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「平成16年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間16年7月～17年6月末）策定（16年7月7日）</li> <li>・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（16年7月7日）</li> </ul>
8月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第6回政策評価に関する有識者会議」開催（16年8月5日）</li> <li>・政策評価（平成15年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（16年8月31日）</li> </ul>
17年4月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「平成15年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（17年4月27日）</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（17年6月国会報告）</li> </ul>	

	政府全体の動き	金融庁の動き
7月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第7回政策評価に関する有識者会議」開催（17年7月5日）</li> <li>・「平成17年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間17年7月～18年6月末）策定（17年7月26日）</li> <li>・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（17年7月26日）</li> </ul>
8月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第8回政策評価に関する有識者会議」開催（17年8月9日）</li> <li>・政策評価（平成16年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（17年8月31日）</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「政策評価に関する基本方針の改定について」（17年12月閣議決定）</li> <li>・「政策評価の実施に関するガイドライン」（17年12月政策評価各府省連絡会議了承）</li> </ul>	
18年4月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「平成16年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（18年4月28日）</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（18年6月国会報告）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第9回政策評価に関する有識者会議」開催（18年6月20日）</li> </ul>
7月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「平成18年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間18年7月～19年6月末）策定（18年7月10日）</li> <li>・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（18年7月10日）</li> </ul>
8月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第10回政策評価に関する有識者会議」開催（18年8月3日）</li> <li>・政策評価（平成17年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（18年8月31日）</li> </ul>
19年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「行政機関が行う政策評価に関する法律施行令」（13年政令第323号）の一部改正（規制の事前評価の義務付け）</li> <li>・「政策評価に関する基本方針」の一部変更（19年3月閣議決定）</li> </ul>	

	政府全体の動き	金融庁の動き
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(19年6月国会報告)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第11回政策評価に関する有識者会議」開催(19年6月13日)</li> <li>・「平成17年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(19年6月14日)</li> </ul>
7月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「平成19年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間19年7月～20年6月末)策定(19年7月3日)</li> <li>・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正(19年7月3日)</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」策定(19年8月政策評価各府省連絡会議了承)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第12回政策評価に関する有識者会議」開催(19年8月2日)</li> <li>・政策評価(平成18年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(19年8月30日)</li> </ul>
20年6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(20年6月国会報告)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「平成18年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(20年6月10日)</li> <li>・「第13回政策評価に関する有識者会議」開催(20年6月11日)</li> </ul>
7月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「金融庁における政策評価に関する基本計画」(計画期間20年7月～24年3月末)策定(20年7月3日)</li> <li>・「平成20年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間20年7月～21年6月末)策定(20年7月3日)</li> </ul>
8月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第14回政策評価に関する有識者会議」開催(20年8月6日)</li> <li>・政策評価(平成19年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(20年8月29日)</li> </ul>
21年2月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第15回政策評価に関する有識者会議」開催(21年2月26日)</li> </ul>

	政府全体の動き	金融庁の動き
3月		・「平成 21 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 21 年 4 月～22 年 3 月末）策定（21 年 3 月 31 日）
5月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（21 年 5 月国会報告）	・「平成 19 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（21 年 5 月 22 日）
8月		・「第 16 回政策評価に関する有識者会議」開催（21 年 8 月 5 日） ・政策評価（平成 20 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（21 年 8 月 31 日）
22 年 3 月		・「第 17 回政策評価に関する有識者会議」開催（22 年 3 月 17 日） ・「平成 22 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 22 年 4 月～23 年 3 月末）策定（22 年 3 月 31 日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（22 年 3 月 31 日）
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「行政機関が行う政策評価に関する法律施行令」（13 年政令第 323 号）の一部改正（22 年 5 月閣議決定）</li> <li>・「政策評価に関する基本方針」の一部変更（22 年 5 月閣議決定）</li> <li>・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更（22 年 5 月政策評価各府省連絡会議了承）</li> <li>・「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」策定（22 年 5 月政策評価各府省連絡会議了承）</li> <li>・「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」策定（22 年 5 月政策評価各府省連絡会議了承）</li> </ul>	
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（22 年 6 月国会報告）	・「平成 20 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（22 年 6 月 4 日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
8月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（22年8月24日）</li> <li>・「第18回政策評価に関する有識者会議」開催（22年8月25日）</li> <li>・政策評価（平成21年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（22年8月31日）</li> <li>・「平成22年度金融庁政策評価実施計画」一部改正（22年8月31日）</li> </ul>
23年6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（23年6月国会報告）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「平成21年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（23年6月17日）</li> <li>・「平成23年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間23年4月～24年3月末）策定（23年6月24日）</li> <li>・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（23年6月24日）</li> </ul>
9月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第19回政策評価に関する有識者会議」開催（23年9月27日）</li> <li>・政策評価（平成22年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（23年9月30日）</li> <li>・「平成23年度金融庁政策評価実施計画」一部改正（23年9月30日）</li> </ul>
24年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更（24年3月政策評価各府省連絡会議了承）</li> <li>・「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」（24年3月政策評価各府省連絡会議了承）</li> </ul>	
5月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第20回政策評価に関する有識者会議」開催（24年5月21日）</li> <li>・「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：24年4月～29年3月）策定（24年5月31日）</li> <li>・「平成24年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：24年4月～25年3月）策定（24年5月31日）</li> </ul>

	政府全体の動き	金融庁の動き
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(24年6月国会報告)	・「平成22年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(24年6月8日)
8月		・「第21回政策評価に関する有識者会議」開催(24年8月10日)
9月		・政策評価(平成23年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(24年9月7日)
25年4月	・「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」の一部変更(25年4月政策評価各府省連絡会議了承)	
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(25年6月国会報告)	・「第22回政策評価に関する有識者会議」開催(25年6月7日) ・「平成23年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(25年6月21日) ・「平成25年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間:25年4月~26年3月末)策定(25年6月28日)
8月		・政策評価(平成24年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(25年8月30日)
12月	・「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」改正(25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)	
26年5月		・「第23回政策評価に関する有識者会議」開催(26年5月30日)
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(26年6月国会報告)	・「平成24年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(26年6月13日)
7月		・「平成26年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間:26年4月~27年3月末)策定(26年7月1日公表)
8月		・政策評価(平成25年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(26年8月29日)
27年3月	・「政策評価に関する基本方針」の一部変更(27年3月閣議決定)	

	政府全体の動き	金融庁の動き
4月	・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更（27年4月政策評価各府省連絡会議了承）	
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（27年6月国会報告）	・「平成25年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（27年6月12日）
		・「第24回政策評価に関する有識者会議」開催（27年6月29日）

※規制の新設又は改廃に係る政策について評価した結果は随時公表している。

平成26年度			平成27年度
基本政策／施策	主な実績	測定結果	主な事務事業
<b>I 経済成長の礎となる金融システムの安定</b>			
1 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備	・「金融モニタリングレポート」の公表 ・「金融モニタリング基本方針」に基づく金融モニタリング実施	A	・効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施 ・ベター・レギュレーションの深化 ・金融機関のサイバーセキュリティ強化
2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備	・27年3月より新たに導入された流動性規制及びレバレッジ比率の開示に関して、関連告示の制定等を実施	A	・国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルールの整備
3 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応	・内外の市場動向等についての分析を行ったほか、金融セクターに内在するリスクを積極的に把握	B	・マクロ・ブルーデンスの視点に基づく監督・検査の強化など
<b>II 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上</b>			
1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備	・プロ向けファンドについて、投資運用等に関する議論などを踏まえた金融商品取引法改正案を国会に提出 ・利用者保護法制の適切な運用	B	・27年金融商品取引法改正について、関係政府令の整備 ・顧客ニーズに即したサービスの提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からモニタリングを実施
2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	・金融機関における顧客企業の経営改善、事業再生、成長につながる積極的な取組みを促進	B	・「好循環」の実現に向け、金融機関に対するモニタリングにおいて企業の海外進出支援を含めた金融仲介機能発揮を促進
3 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	・投資信託・投資法人法制の見直しを盛り込んだ改正金商法について、関係政府令を整備 ・NISAの普及・定着を促進	B	・26年改正保険業法について、関係政府令を整備 ・金融機関の手数料ビジネスを継続的にフォローアップ ・家計の安定的な資産形成支援（NISAの普及・定着への取組み）
<b>III 公正・透明で活力ある市場の構築</b>			
1 市場インフラの構築のための制度・環境整備	・清算集中義務の対象者拡大を盛り込んだ関係府令等を整備	A	・店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた制度整備
2 市場機能の強化のための制度・環境整備	・総合取引所実現に向けた関係政府令等を整備 ・「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れを表明した機関投資家のリストを和英両文にて公表 ・「コーポレートガバナンス・コード原案」の策定	B	・26年改正金融商品取引法について、関係政府令を整備 ・「日本版スチュワードシップ・コード」及び「コーポレートガバナンス・コード」の定着に向けた取組み
3 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備	・不正取引及び有価証券報告書等の虚偽記載等に対し、課徴金納付命令勧告や告発を実施	B	・引き続き、不正取引及び有価証券報告書等の虚偽記載等に対する迅速・効率的な調査・検査を実施
4 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備	・大規模証券会社グループや運用業者を含めた金商業者に対し、効率的・効果的な検査を実施 ・無登録業者などによる重大な法令違反行為等に対し、裁判所への禁止命令等の申立てや検査結果等の公表を実施	A	・引き続き、無登録業者や適格機関投資家等特例業務届出者による金商法違反行為等に対して厳正に対処
5 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備	・監査法人等に対し、適切な検査・監督を実施	A	・監査法人等に対する適切な検査・監督の実施 ・IFIARの事務局誘致活動等
<b>IV 横断的施策</b>			
1 国際的な政策協調・連携強化	・国際的な金融規制改革への積極的な参画・貢献	A	・国際的な金融規制改革への積極的な参画・貢献
2 アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調	・アジア諸国に対する金融インフラ整備支援を促進 ・「アジア金融連携センター」の設置及び運営	A	・アジア諸国をはじめとした新興国に対する金融インフラ整備支援を促進 ・「アジア金融連携センター」の改組及び支援対象国の拡大
3 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備	・金融・資本市場活性化有識者会合の継続的な開催	B	・金融・資本市場活性化策の検討の継続
4 金融行政についての情報発信の強化	・情報の内容に応じた相応しい手段による情報発信 ・「英語ワンストップサービス」の開始など英語による発信強化	B	・英語による情報発信の強化
5 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備	・「金融リテラシー・マップ」の公表・改訂 ・大学における連携講座の開始	B	・「金融リテラシーマップ」に基づき取組みの一層の推進を図る ・大学における連携講座の拡充
<b>業務支援基盤の整備のための取組み</b>			
1（1）金融行政を担う人材の確保と資質の向上	・人材確保・資質向上の中期的方針に基づいた人事配置 ・「女性職員の活躍とワークライフバランスの取組計画」の策定	B	・人材確保・資質向上の中期的方針の着実な実行 ・取組計画の着実な実行等による職場環境の整備・改善
2（1）学術的成果の金融行政への導入・活用	・研究成果報告書を公表 ・シンポジウム、研究会等の開催	B	・金融行政の参考となる調査研究の実施 ・産・官・学のネットワーク強化
3（1）金融行政における情報システムの活用	・「金融庁業務支援統合システム」の開発が計画通り進捗	A	・最適化早期実現、情報システム見直しに伴う運用コスト削減
3（2）災害等発生時における金融行政の継続確保	・金融庁業務継続計画を改定、実践的な防災訓練を実施	B	・計画等の随時見直し、実践的な訓練の実施

(注) 測定結果 A:「目標達成」⇒8 B:「相当程度進展あり」⇒12



# 金融庁業務継続計画 (首都直下地震対応編)

## < 概要 >

金 融 庁



# 「金融庁業務継続計画」の基本方針・想定災害

## 背景と位置付け

- 首都直下地震対策特別措置法 (H25.12施行)
- 首都直下地震緊急対策推進基本計画 (H26.3策定)
  - 首都中枢機関として、国会や中央省庁と並んで、金融決済業務を行う中央銀行及び主要な金融機関等を規定。
  - 重要な金融決済機能を当日中に復旧させる体制の整備。
  - 日本の金融決済機能に対する信用不安を軽減するため、重要なアナウンスを国内外に発信。
- 政府業務継続計画 (H26.3策定)

## 金融庁業務継続計画(首都直下地震対応編)

(H20.6策定、H22.8・H23.12・H24.8・H26.7改定)

- 首都直下地震が発生した場合において、金融庁が優先して実施する業務やその業務を継続するための体制を規定。
- 本計画の適用範囲は首都直下地震であるが、当面、首都直下地震以外の災害についても、必要に応じて本計画を準用。
- 東日本大震災の経験や教訓を踏まえ、本計画を全面的に見直し (H23.12)。首都直下地震対策特別措置法等の策定を受けた改定 (H26.7)。

## 基本方針

- 国民の金融資産の保全を図り、国民生活や民間の金融・経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に努める。
- 金融庁の業務継続体制の確保に向けて、職員の安全を確保し、必要な執行体制を整備した上で、適切に行政資源を配分する。

## 想定災害・周辺環境想定

- 主な想定災害：
  - 「都心南部直下地震」(M7.3、東京23区の最大震度6強)
- 周辺環境想定：
  - 本庁舎：大きな物的損傷は発生せず、業務は遂行可。ただし、本庁舎で業務継続できない場合は代替庁舎への移転を検討
  - 電力：3日間程度は非常用発電で対応
  - 固定電話：災害時優先電話や中央防災無線電話で対応
  - 携帯電話：パケット通信や衛星携帯電話で対応
  - 上水道：本庁舎の受水槽で対応
  - 中・下水：排水調整槽等で対応

# 金融庁の非常時優先業務等

非常時優先業務等	
非常時優先業務	管理事務
<p>                     ▶災害対策本部の設置・運営                      ・災害対策本部の設置・運営に関する庶務                      ・庁内で収集した金融市場・金融機関等の被災状況に関する情報の集約・整理                      ・外部関係者(政府災害対策本部、財務省、日本銀行等)との連絡・調整                      ・職員の参集・配置に関する総合調整                      ・災害対応に係る文書の記録・保存                      ・国会及び取材への対応                      ▶金融市場等における状況の確認                      ▶金融機関における状況の確認                      ▶国民、金融機関、海外当局等への情報発信                      ▶金融機関に対する被災者支援の要請                      ▶被災者等からの相談受付                      ▶EDINETの管理・運用                      ※上記業務の他、公認会計士試験の試験日前及び試験期間中の場合は、その実施に係る業務に取り組む。                 </p>	<p>                     ▶行政資源の被災状況の確認                      ・職員の安否確認                      ・本庁舎の設備等の被災状況の確認                      ▶庁内情報システムの管理等                      ・庁内情報システムの障害への対応                      ・金融庁行政情報化LANシステムの運用                 </p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">＜金融庁と関係機関との概念図＞</p> <pre>                     graph TD                         A["政府災害対策本部 財務省、日本銀行 海外当局等"] &lt;--&gt; B["金融庁 災害対策本部"]                         B &lt;--&gt; C["金融機関 取引所 決済機関等"]                         B --&gt; D["国民 (預金者、保険契約者、投資者等)"]                     </pre> <p>                         被災状況等の情報収集 機能維持・復旧の支援                     </p> <p>                         迅速な情報収集・提供                     </p> <p>                         情報発信 国民生活や民間の金融・経済活動が 中断する事態の回避・早期回復                     </p> </div>

# 想定災害発生時における職員の参集体制

## 非常時参集要員

## 災害発生時の対応

### ① 災害対策本部構成員

- 「防災業務計画」に基づき、特定の官職にある者を指定

- 参集可能な場合には、直ちに本庁舎に参集
- 本庁舎に参集する際は、その旨を予め指定するとりまとめ担当者に連絡
- 参集後は、非常時優先業務等チェックリストを活用し、各課室の非常時優先業務等の総合調整を実施

### ② 非常時参集者

- 各課室長が、非常時優先業務等を開始する時間までに本庁舎に参集できる各課室の職員を指定
- 必要人員と同数以上の職員を指定

- 指示を待つことなく、直ちに本庁舎に参集
- 本庁舎に参集する際は、その旨をとりまとめ担当者に連絡
- 参集後は、各課室の非常時優先業務等に従事

### ③ 第一参集予備者

- 各課室長が、非常時優先業務等を開始する時間までに本庁舎に参集できる各課室の職員を指定
- 非常時参集者との合計で必要人員の2倍以上の職員を指定

- とりまとめ担当者から参集要請があった場合又は災害対策本部が設置されることを認識した後1時間以内に担当者と連絡がとれない場合は、本庁舎への参集を開始
- 参集後は、各課室の非常時優先業務等に従事

### ④ 第二参集予備者

- 非常時優先業務等以外の業務を担当する各課室の職員で本庁舎から約6km以内に居住する職員とする

- 当面は自宅や避難所等の安全な場所で待機
- 災害対策本部から参集の要請があった場合は、本庁舎への参集を開始
- 参集後は、必要人員が不足している課室の業務を補助

## 非常時優先業務を実施・継続するための執務環境の確保

### 庁舎

- 災害発生時における本庁舎の点検体制や復旧手順、関係者との役割分担等を定めたマニュアルを整備。
- 本庁舎で業務が継続できない場合に備え、代替庁舎への移転も想定。

### 備蓄

- 参集要員の一週間分及び参集要員以外の職員等の3日分の食料品や飲料水等の備蓄を確保。
- 毛布やヘルメット等の防災用品や、医薬品やバール、ジャッキ等の器具が内包されている防災キャビネット、停電時に備えて、ラジオやランタン、各種電池等を確保。

### 通信

- 金融機関等の関係者に連絡をとる必要性が高い部署を中心に、衛星電話や優先回線を措置した電話を配備。
- 一部の幹部等の自宅には衛星携帯電話を配備。

### 行政情報システム

- メール及び共有ファイルは、サーバを二重化しているほか、日次のバックアップや定期的な遠隔地保管を実施。
- EDINETは、災害時でも最低限の業務を継続する観点から、バックアップセンターを設置。

### 広報

- 金融庁ウェブサイトのサーバは二重化し、バックアップセンターを設置しているほか、免震構造や自家発電装置等を完備したデータセンターに設置。
- ウェブサイトの他、テレビ、新聞、ラジオ、twitterなど、情報発信媒体の多様化。

## 今後の取組み・本計画の見直し

### 今後の取組み

- 非常時優先業務を円滑に実施できるよう、引き続き、衛星電話の増設など、連絡手段の強化に努める。
- 下水道の利用障害が1か月の長期にわたる場合に備え、内閣府の情報収集も踏まえ、仮設トイレに関する検討を行う。
- 首都圏が広範囲に被災する場合に備え、代替庁舎で円滑に業務が継続できるよう、更なる検討を進める。

### 訓練・計画の見直し

- 職員に対する訓練や研修を通じて、職員の防災に対する意識を高めるとともに、想定災害発生時における業務継続に向けた取組みへの理解を深める。
- 毎年の定期異動後、各課室の非常時優先業務マニュアルの確認や訓練の実施を通じて、各課室における業務継続体制の実効性を検証する。
- 本計画は、絶えず見直すことが重要であり、毎年見直すことを基本として、必要に応じて適宜改定を行う。



## 金融庁業務継続計画(新型インフルエンザ等対応編)の概要

### 1. はじめに

#### <金融庁における業務継続の基本方針>

1. 国民の金融資産の保全を図り、国民生活や民間の金融・経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に努める。
2. 当庁の業務継続性の確保のため、当庁の職員の安全を確保し、必要な執行体制を整備した上で、適切に行政資源を配分する。

#### 新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン

(関係省庁対策会議 H21.8策定、H26.3改定)

- 新型インフルエンザ等対策に関する業務を実施するほか、国としての意思決定機能を維持し、最低限の国民生活の維持等に必要な業務を円滑に継続することが必要。
- 中央省庁がその機能を維持し必要な業務を継続することができるよう、各府省における適切な業務継続計画の策定を支援。

#### 金融庁業務継続計画(新型インフルエンザ等対応編)(H22.8策定、H26.7改定)

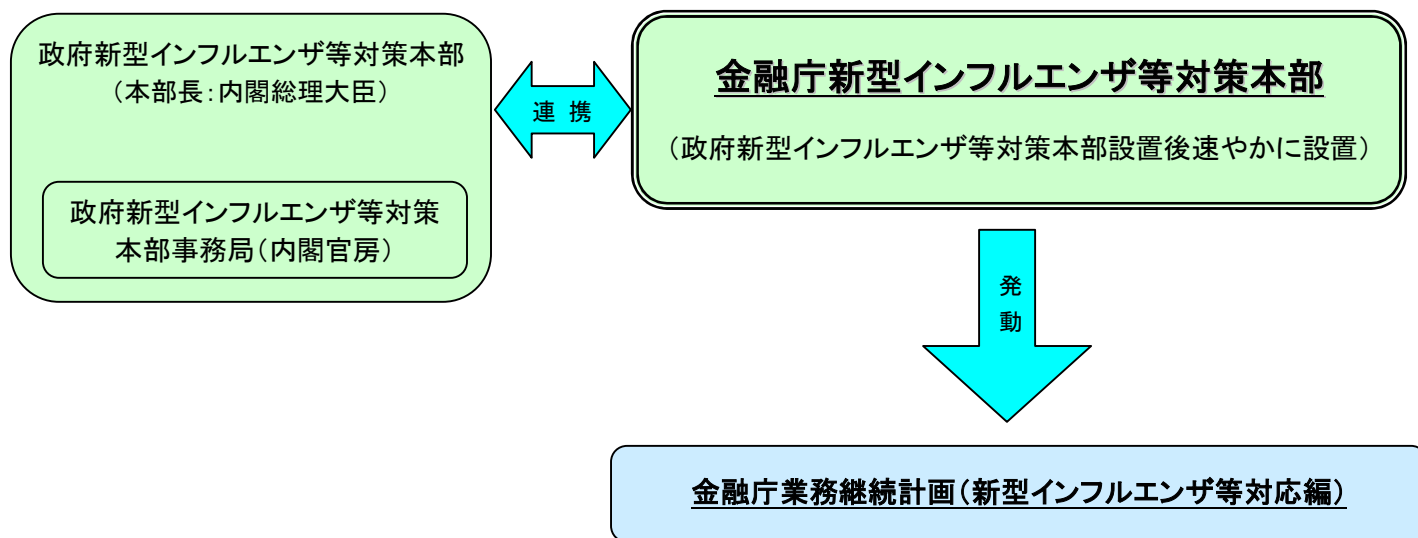
- 本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ及び全国性的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症(未知の感染症))の流行を想定し、策定したものである。

### 2. 被害想定・実施体制

#### <被害想定>

- 全人口の25%が罹患
- 医療機関の受診者: 1,300~2,500万人
- 死亡者: 17~64万人(致死率: 0.5%~2%)
- 職員自身のり患や家族の世話、看護等のため、職員の最大40%程度が欠勤

## < 実施体制 >



### 3. 実施・継続すべき業務

- 新型インフルエンザ等発生時、真に必要な業務を継続し、不急の業務を縮小・中断することにより、真に必要な業務に行政資源を集中させるため、以下のとおり当庁業務を仕分け。

#### 【強化・拡充業務】

- 新型インフルエンザ等対策政府行動計画等で取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに業務が発生し、又は業務量が増加するもの。
  - ・金融機関等の被害及び業務継続状況等の確認に係る業務
  - ・金融市場等における状況の確認に係る業務
  - ・金融機関に対する金融上の措置の要請に係る業務 等

#### 【一般継続業務】

- 最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することにより国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、業務量を大幅に縮小することが困難なもの。
  - ・EDINETの運用管理業務
  - ・金融機関の財務の健全性・業務の適切性に関する監督業務(必要最低限のもの) 等

#### 【縮小・中断業務】

- ・緊急性のない立入検査、調査
- ・研修・講演等の開催 等



#### 4. 執行体制・執務環境の確保

- 新型インフルエンザ等発生時における執行体制・執務環境を確保するため、業務の仕分けを踏まえ、必要となる人員を確保するための人員計画等を内容とする業務継続マニュアルを課室単位で作成。

##### 《業務継続マニュアルの内容》

###### 執行体制の確保

- 職員欠勤率40%を想定し、強化・拡充業務、一般継続業務を継続し、縮小・中断業務を円滑に縮小・中断するために必要な最低限の人員確保のための方策
- 強化・拡充業務、一般継続業務を継続し、縮小・中断業務を円滑に縮小・中断するための具体的な実施手順
- 業務上の意思決定者である権限者がり患した場合に備えた権限委任についてのルール

###### 執務環境の確保

- 業務継続に必要な物資の計画的備蓄方針
- システム運用支援事業者を含めた体制整備

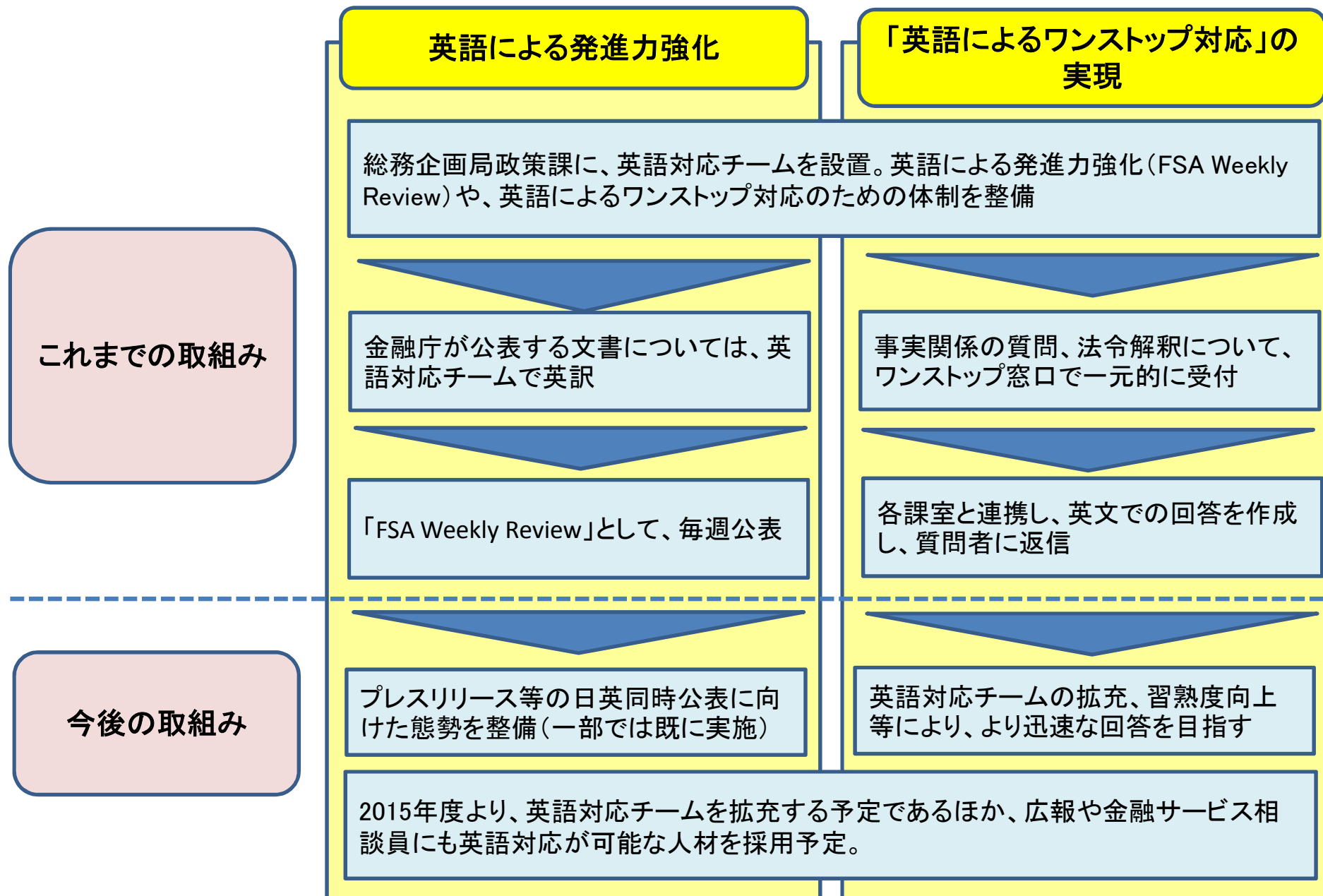
#### 5. 感染対策の徹底

- 庁舎内における感染対策のため、症状のある職員への対応や入館管理のルールを整備。

- 対人距離(原則2m以上)の保持
- 手洗い、手指消毒の励行、咳エチケットの徹底、職場の清掃・消毒
- 入館管理(発熱等の症状を有する来訪者の入庁制限等)
- 職場で発症者が出た場合の措置

# 英語によるOne Stopでの行政対応①

資料 2-14-1



## 英語によるOne Stopでの行政対応②

---

### 国際金融センターに関する 金融庁の平成27年度の予算、機構・定員について

**【予算】 国際金融センターとしての地位確立【約0.9億円】**

- － 英語発信力の強化等

**【定員】 金融グローバル化の進展への対応【5人】**

- － 東京の国際金融センターとしての地位確立
- － 国際的な要請に対応するための監督体制の整備等

**【機構】 総務企画局参事官（国際金融センター担当）の新設（時限5年）等**